

平成28年度 第3回 常設審議委員会 次第

日時 平成28年6月23日(木) 13時30分～
場所 札幌市 第二水産ビル 4階4F会議室

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 新任委員紹介
- 4 議事録署名者指名
- 5 諮問・意見聴取
 - 1) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定に基づく諮問について
 - 2) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について
- 6 報 告
 - 1) 一般社団法人北海道農業会議常設審議委員候補者選考規程について
 - 2) 理事会権限の常設審議委員会への一部委任について
 - 3) 北海道選出国會議員要請集会及び全国農業委員会会長大会の開催結果について
 - 4) 農林水産省中央研修会の開催結果について
 - 5) 改正農業委員会法施行後の状況について
- 6 閉 会

次回 平成28年度第4回常設審議委員会は、平成28年7月25日(月曜日)
開会時間は、13:30です。
場所は、第二水産ビル 4階 4F会議室です。

【メモ】

平成28年度 第3回常設審議委員会出席者名簿

	氏名	所属・役職	出欠	備考
1	岡村 雅敏	一般社団法人 北海道農業会議 代表理事会長	出席	
2	小林 政幸	一般社団法人 北海道農業会議 代表理事副会長	出席	
3	多田 正光	一般社団法人 北海道農業会議 代表理事副会長	出席	
4	野村 照明	釧路市農業委員会会長	出席	
5	天野 信文	仁木町農業委員会会長	出席	
6	島田 誠司	稚内市農業委員会会長	出席	
7	佐々木 環	北海道農業共済組合連合会 会長理事	出席	
8	牧野 勇	北海道信用農業協同組合連合会 代表理事理事長	欠席	押切 将章 農業融資部長代理
9	村上 光男	北海道農業協同組合中央会 常務理事	欠席	浅野 正昭 営農指導支援センター長
10	安田 稔	中標津町農業委員会会長	出席	
11	高嶋 敏美	ホクレン農業協同組合連合会 代表理事専務	欠席	
12	能登 芳昭	北海道市長会副会長	欠席	
13	松川 英一	士別市農業委員会会長	出席	
14	加藤 聡	北海道土地改良事業団体連合会 専務理事	欠席	
15	宮谷内 留雄	北海道町村会副会長	出席	
16	羽貝 敏彦	北海道農業信用基金協会 会長理事	欠席	星加 文雄 総務部長
17	久保田 隆博	七飯町農業委員会会長	出席	
18	南 和孝	壮瞥町農業委員会会長	出席	
19	木下 美智夫	帯広市農業委員会会長	出席	
20	相良 一之	厚沢部町農業委員会会長	出席	
21	石黒 義雄	公益財団法人北海道農業公社 副理事長	欠席	
22	土居 利幸	千歳市農業委員会会長	欠席	
23	菅野 健悦	遠別町農業委員会会長	出席	
24	小川 吉猶	北見市第二農業委員会会長	出席	
25	佐久間 亨	一般社団法人 北海道農業会議 専務理事	出席	

出席 17名、 欠席 8名

一般社団法人北海道農業会議常設審議委員候補者選考規程について

平成28年6月23日
第3回常設審議委員会

5月18日開催の第1回理事会にて、別紙の「一般社団法人北海道農業会議常設審議委員候補者選考規程」を決定した。

参考：常設審議委員候補者選考の方法

運営規程 第3条第2項	会員	定数	選考の方法
第1号	農業委員会会長（169）	14人以内	地方農業委員会連合会の推薦
第2号	学識者（3）	2人以内	互選による推薦
第3号	市町村（170）	2人以内	市長会の推薦 町村会の推薦
第4号	北海道農業協同組合中央会	1人以内	推薦
第5号	北海道農業共済組合連合会	1人以内	推薦
第6号	ホクレン農業協同組合連合会 北海道信用農業協同組合連合会 北海道厚生農業協同組合連合会 全国共済農業協同組合連合会北海道本部	2人以内	互選した団体の推薦
第7号	北海道農業公社 北海道土地改良事業団体連合会 北海道農業信用基金協会 北海道酪農協会	3人以内	互選した団体の推薦

一般社団法人北海道農業会議常設審議委員候補者選考規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人北海道農業会議（以下「農業会議」という。）常設審議委員会運営規程（以下「運営規程」という。）第3条第2項に定める常設審議委員の選任を円滑に行うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、農業会議の常設審議委員候補者選考の際に適用する。

(常設審議委員候補者選考の方法)

第3条 常設審議委員候補者の選考は、運営規程第3条第2項第1号から第7号までの区分毎に、以下の各号に定める方法により取り進める。

① 運営規程第3条第2項第1号に規定する常設審議委員の候補者は、北海道内の各地方農業委員会連合会が、当該地方農業委員会連合会に所属する非営利型一般社団法人北海道農業会議定款（以下「定款」という。）第6条第4項第一号の普通会員からそれぞれ1名に限り推せんするものとする。

但し、農業会議の代表理事副会長及び専務理事が定款第6条第4項第一号の普通会員から選出されている場合には、該当する地方農業委員会連合会からは常設審議委員候補を推せんしないものとする。

② 運営規程第3条第2項第2号に規定する常設審議委員の候補者は、定款第6条第4項第二号会員から2名以内を、互選により推せんするものとする。

③ 運営規程第3条第2項第3号に規定する常設審議委員の候補者は、北海道町村会及び北海道市長会が、当該団体それぞれ1名に限り、定款第6条第5項第一号の普通会員に所属する者を、本人の同意を得て推せんするものとする。

④ 運営規程第3条第2項第4号から第7号までに規定する常設審議委員の候補者は、それぞれ運営規程の該当する号に定める方法によるものとする。

2 常設審議委員の任期中にその地位を失った場合は、運営規程第3条第2項第1号から第7号の区分のうちで地位を失った常設審議委員（以下「前任者」という。）が選任された区分毎に、前任者の残任期間を任期とする新たな常設審議委員候補者を、前項各号により選考する。

附 則

1. この規程は、平成28年5月18日より施行する。

理事会権限の常設審議委員会への一部委任について

平成28年6月23日
第3回常設審議委員会

5月18日開催の第1回理事会にて、別紙の「理事会権限の常設審議委員会への一部委任規定」を決定された。

これにより、理事会の権限のうち、農政対策に関する事項の権限が常設審議委員会に委任された。

委任の期間は、現在の理事全員の任期が終了する時まで。

常設審議委員会で処理した農政対策に関する事項は、理事会への報告事項となる。

<参 考>

- 定款第42条第1項第3号において、常設審議委員会は「総会又は理事会が必要と認めた事項」について処理することが出来る。

(任 務)

第42条 常設審議委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- 一 農業委員会法第43条第1項第7号に規定する農地法その他の法令の規定により都道府県機構が行うとされた事項
- 二 農業委員会法第53条第1項の規定に基づく関係行政機関等に対する農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出に関する事項
- 三 総会又は理事会が必要と認めた事項

2 常設審議委員会が行った前項の事項の処理については、理事会に報告するものとする。

理事会権限の常設審議委員会への一部委任規定

(目的)

第1条 この規定は、定款第34条に定める理事会の権限の一部を常設審議委員会に委任することにより、一般社団法人北海道農業会議の業務の実行について効率及び適正を確保することを目的とする。

(理事会権限の一部委任)

第2条 定款第34条に定める理事会の権限のうち、一般社団法人北海道農業会議が行う農政対策に関する事項の権限を常設審議委員会に委任する。

(理事会への報告)

第3条 定款42条の定めにより常設審議委員会が行った農政対策に関する事項については、直近の理事会に報告を行うこと

附 則

- 1 この規定は、平成28年5月19日より施行する。
- 2 この規定は、現在の理事全員の任期が終了する時までとする。

北海道選出国會議員要請集会及び全国農業委員会会長大会の開催結果 について

平成28年6月23日
第3回常設審議委員会

1 北海道選出国會議員要請集会

(1) 開催日時：平成28年5月26日（木）9時05分～11時40分

①与党国会議員要請集会（9時05分～10時20分）

②野党国会議員要請集会（10時30分～11時40分）

(2) 開催場所：東京都 星陵会館 ホール

(3) 出席者数：186名

(内訳 農業委員会会長等126名、事務局職員52名、本会役職員8名)

(4) 要請等内容

- ・平成29年度農業・農業委員会関係予算並びに政策に関する要望
- ・国家戦略特区法による農地法特例措置と農地所有適格法人出資要件等に関する要請

(5) 要請集会概要

- ・主催者挨拶（本会議岡村会長から主催者挨拶及び要請内容の説明）
- ・出席国会議員から国会報告と決意表明

内容については本資料4頁目以降「北海道選出国會議員要請集会（H28/5/26）における国会議員発言要旨」参照。

・出欠状況

与党（出席議員13名、代理出席議員5名、欠席議員0名、順不同、敬称略）

	衆議院議員	参議院議員
出席議員	鈴木 貴子（無所属）、伊東 良孝（自民）、 渡邊 孝一（自民）、和田 義明（自民）、 今津 寛（自民）、武部 新（自民）、 中川 郁子（自民）、佐藤 英道（公明）、 稲津 久（公明）、堀井 学（自民）、 高木 宏壽（自民）	伊達 忠一（自民）、 横山 信一（公明）
代理出席議員	吉川 貴盛（自民）、前田 一男（自民）、 中村 裕之（自民）	橋本 聖子（自民）、 長谷川 岳（自民）、
欠席議員	無し	無し

野党（出席議員 7 名、代理出席議員 2 名、欠席議員 1 名、順不同、敬称略）

	衆議院議員	参議院議員
出席議員	荒井 聰（民進）、松木 謙公（民進）、 佐々木 隆博（民進）、逢坂 誠二（民進）、 畠山 和也（共産）	小川 勝也（民進）、 紙 智子（共産）
代理出席議員	横路 孝弘（民進）	徳永 エリ（民進）
欠席議員		相原 久美子（民進）

2 平成 28 年度全国農業委員会会長大会

(1) 開催日時：平成 28 年 5 月 26 日（木）12 時 30 分～15 時 00 分

(2) 開催場所：東京都 文京シビックホール

(3) 議案：

- 基本農政の確立に向けた政策提案決議
 - 「農業委員会憲章」の制定について
 - 「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の推進に関する申し合わせ決議
 - 「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議
 - 平成 28 年度全国農業委員会会長大会実行運動計画
- なお、提案された議案はすべて原案通り承認された。

3 大会終了後の代表要請

平成 28 年度全国農業委員会会長大会にて決定した提案決議をもとに関係省庁・各政党に対し要請を実施した。

本会議が対応した要請先は以下の通り。

また、要請者、要請に対する応答内容は、別添「第 1 回実行委員会資料」参照。

- ① 農林水産省＜伊東 良孝 副大臣＞
- ② 農林水産省＜佐藤 英道 政務官＞
- ③ 民進党＜松木 謙公 団体交流副委員長、大串 博志 同、岸本 周平 ネクス
ト農林水産大臣＞
- ④ 日本共産党＜紙 智子 参議院議員、畠山 和也・斉藤 和子 衆議院議員＞

4 地方農業委員会連合会による独自要請（本会把握分のみ）

地方農委連名	要請期日	要請先
空知農業委員会連合会	25日	稲津 久 衆議院議員 渡邊 孝一 衆議院議員
石狩農業委員会連合会	25日	和田 義明 衆議院議員
後志地方農業委員会連合会	25日	中村 裕之 衆議院議員
胆振地方農業委員会連合会	25日	堀井 学 衆議院議員 橋本 聖子 参議院議員
渡島地方農業委員会連合会	25日	横山 信一 参議院議員 前田 一男 衆議院議員 逢坂 誠二 衆議院議員
上川地方農業委員会連合会	25日	今津 寛 衆議院議員 佐々木 隆博 衆議院議員 小川 勝也 参議院議員
宗谷地方農業委員会連合会 オホーツク農業委員会連合会	25日	武部 新 衆議院議員
十勝農業委員会連合会	25日	中川 郁子 衆議院議員 吉川 貴盛 衆議員議員 森山 裕 農林水産大臣
釧路地方農業委員会連合会	25日	伊東 良孝 農林水産副大臣 畠山 和也 衆議院議員 鈴木 貴子 衆議院議員
根室地方農業委員会連合会	26日	伊東 良孝 農林水産副大臣 鈴木 貴子 衆議院議員

北海道選出国會議員要請集会(H28/5/26)における国會議員発言要旨

(発言順、本会要請に関わる発言の要旨)

1 与党分

中川 郁子 衆議院議員

農業委員会改革、私が政務官当時のこと。将来子々孫々に禍根を残すことのないよう、精一杯工夫したつもり。

外国企業が集落ごと買収している記事を読んだ方もいると思う。北海道は内地府県と全く事情が違う。所有権移転を促すような施策が必要だ。不在村地主、非農家に対して所有権移転を促すような様々な施策ができればと思っている。

最適化推進委員を置かなかった地域は、これからも政策をさらに発展していかなければならないと思っている。

EPA・FTA、これからどうなっていくか皆さんご心配のところ。重要5品目を守り再生産を可能にしていく事をしっかり頑張ってお守りしていきたい。大筋合意は大変残念だ。指定生乳者団体廃止には憤りを感じている。皆さんと一緒に頑張っていきたい。

佐藤 英道 衆議院議員(農林水産大臣政務官)

なんといっても、国会で一番審議注目されているのは生乳生産者団体制度の問題。

もうひとつは国家戦略特区で、試験的にはあるが企業の農地所有についての問題が大きな議論。特に皆様におかれては国家戦略特区に関わる農地の問題について大きな関心があると思う。現在、農水省が話していること、石破大臣も国会等で話している状況についてお話しする。

いわゆる企業が農地を所有することに対する懸念、大変大きな声が上がっている。農業から撤退したり、産廃の置き場になるのではないかと、北海道に限らず全国で懸念があるのは事実。国家戦略特区で企業が農地所有を認める特例を構築することになっているが、あくまで試験的に行うと答弁している。具体的には企業が農地として利用しなくなった場合の確実な原状回復措置を講じる。農地を所有するにしても、一旦、地方公共団体が受け取った上で渡す。二重、三重も慎重な措置が施されることになっている。

あくまで要望している団体があったとしても、一定の要件を満たす地方公共団体に限定する。自治体が手を挙げない限り特区にはならん。一定の要件として、農業の担い手が著しく不足している、とか、効率的な利用を図るべき農地が著しく増加する恐れがあるとか。期間も5年に限定している。

法案が成立したとしても5年経過した後の取り扱いは現時点で何も決まっていない。仮に何らかの措置を講ずるには法改正が必要なので国会審議が行われることになっている。

先生方と一緒にあって皆さんの不安が払しょくできるようしっかり取り組んで参るまいことをお誓い申し上げます。

伊達 忠一 参議院議員

日頃、農業改革があつて次から次へと規制改革している。我々も対応していかなければならない。指定生乳者団体制度についても、いち早く次の日に参議院で反対決議をした。その日に飛田会長とも話をさせていただいて、伊東副大臣とも相談をさせていただいた。行動を早くやるのが大事だと思っている。

7月10日は参議院選挙。3年半前にねじれを解消した。今回の選挙で過半数を得ることができれば安倍政権を認めていただいた国民の皆様の評価だと思っている。

農業問題、TPP協定の問題についても地域の格差はあるが、参議院選挙においても各地で濃淡があるが、一本化させていただいて自民・公明の候補推薦をさせていただく、それが政治の安定に繋がると思っている。

伊東 良孝 衆議院議員（農林水産副大臣）

近年、規制改革会議が矢継ぎ早に主張している。直接農業に携わっていない、農業を経験していない方々が東京において机上の理論をしている。

農林水産省は生産局・畜産部を中心に、理屈でねじ伏せる矛盾点をひとつひとつ検証し対抗していかなければならないと思っている。森山大臣ともども指定生乳者団体制度の重要性を再認識して廃止という文言を削ったところ。一番大事なところは、現在、ホクレン一団体だが、これ以外の所が指定団体より高く買い取って本州に送る、余った分を加工に回す、その時は補給金をくれという話になるのでいいとこばかりの話になる。飲用乳と加工乳の需給調整を果たすことができるのかが大きな問題。高値で飲用乳に回せるならいいが、本州方面で間違いなく南北戦争が起き、飲用乳がだぶつくことが想定され、本州の酪農家の廃業・撤退が予測される。本州の酪農家に仔牛を送っている北海道の酪農家にも影響はある。日本の生乳の自給バランスをとってきたのが指定団体の役割だった。先頃の熊本大地震の時も指定団体が県外に配送し廃棄される生乳を最小限に食い止めた。これが最大の成果。指定団体の持つ意義や50年間の歴史をしっかりと訴えていきたい。

その地域の1/2以上の生乳を集めることが要件になっている。他企業が集めても1/2にならないということになっている。これが突破されると面倒な話になるのでご理解を。

また、国家戦略特区に関する要請があるが、兵庫県養父市から特区申請があつた。ここに限って5年間だけ特例的に認めることになったが、これが全国に展開していくことは今のところ考えられない状況。中間管理機構が始まって本州方面はそれなりの成果が上がりつつあるが、スタートした時のような大いに期待するような状況には至っていない。北海道の方につきましては、売買が主体なので、本州の賃貸とは相当様相が違う。税制上の問題等もありますので、北海道に適した制度の見直しや改正も併せて検討しなければならないと思っている。

青年就農給付金等についても、若い方々が農業を志す、農業を継ぐのは重要なこと。年

収250万までに人に年間150万が支給されるわけであるが、年収400万近くまで、収入アップに応じて段階的に給付金を減額していくような形が取れないかと言うことで現行制度はそうなっている。

T P Pについて、オバマ大統領が安倍総理との会談の中でT P Pについて言及した。クリントン大統領候補もトランプ大統領候補も懐疑的な話をしているところ。北海道農業に大きな影響が出ると言われて久しいが、少なくとも5年前は全ての関税がゼロになって何も対策しない場合にこうなるという話をした。

今回、日本は農業品目については関税撤廃率を81%。世界の国々が99~100%関税をゼロにしているなか、日本は81%を維持でき、米も麦も国家防衛を維持することができ、米の増量分は同量を国が買い上げて備蓄に回すので、流通量としては変わらない。自然減その他は別として対策はしっかり練ってきている。

肉用牛の話もある。関税38.5%が将来は16%・9%に下がるのではないかという話だったが、今年、日豪E P Aで関税が下がっている。10%関税下がった関税に見合うだけ肉用牛の値段が下がったかというのと、2・3割上がっている。中国が相当肉を消費するようになった。日本は逆に買い負けしているくらい。日本の優れた農産物をしっかりと国内はもとより海外に展開できるよう全力を上げて頑張っていく。

堀井 学 衆議院議員

T P P協定についての項目の中に軽種馬という文字を入れていただいた。日高80%、胆振18%、他1%、全国で1%。大半を占める地域だ。

北海道農業は多種多様で、大規模も中規模もいる。しかし、大半は小規模で家族経営で厳しい生活を余儀なくされているのが事実。今の農業政策の在り方は、大規模化に向かって進んでいる風潮があると思うが、家族経営についても一人ひとりが営農されていく中で後継者にも希望が生まれるような政策の実現に向けて頑張っていきたい。

渡邊 孝一 衆議院議員

米に特化した話をしたい。この間、農水省の役人と話をして、6月の在庫米が207万tになるだろうという話を聞いた。200万tがひとつのラインで、200万を切ると、これからの米価、今年の新米価格に大きな影響が出てくる。

市場原理が取り入れられ、なんでも経済原理だけで右往左往している今の農業のあり方は正しい方向に行っているのか。海外輸出についても政府の方針通り、皆さまが作っている農産物をしっかり胃袋に入っていく仕組みを作るのが大事。色々な各種問題もあるが、いいものはいいと、変えていかなければならない者は変えていくという決意のもとにやっけていかなければならんと思っておる。

企業参入について一つお願い。企業の方々が農業に参入するのは異論がある。常に市場原理だけでものを考え、農業そのものを考えているのかは疑問府。したたかな目をもっていただきたい。企業の資本金・労働力は非常に魅力がある。今の農村の現状を考えた時に、集積が図られて家族労働だけで考えるとその農地を守っていけるのかも大きな課題。私は

決して企業がどんどん入ることに賛成ではないが、したたかな目で企業のいい面を見出して利用できる面も手を組めるところは汲む。守らなきゃならんところは守る。一つの方法論。

岩見沢市長時代、多様な農業という言葉を使っていた。街中に農業の「の」の字もない。農業政策の目的は農業者の所得をどのように増やしていくか。もうひとつは、農業系の会議となると農村をバックにした議員ばかり集まる。都市部の先生方に声を聴いていただきながら農業を理解していただく形をとっていかないと、短絡的な考えでどんどん進んでいくのが危険。さらに、日本全体の農業考えた時に地域差もあるが、日本全体の農業の中で北海道の位置付けについて、北海道は特別だと思わせるような仕組みを作っていきたい。

高木 宏壽 衆議院議員（内閣府大臣政務官）

T P Pの要望について、内閣府大臣政務官でT P P担当。T P P協定と関連法案、今国会での成立を見送って次期国会での成立となった。T P P交渉参加にあたって相手国の交渉を明かすことは信頼関係にもとり、我が国の交渉内容を明かすことも手の打ちも明かすことになり難しい。国民が一番望んでいるのはT P Pの内容と国民生活への影響。国会審議を通じて内容を明らかにする事が大事。重要5品目もあるが、関税撤廃の例外は71%。一番大事なのは農業の体質強化策。中長期的策は今秋を目途に本格的な対策内容を詰めている。十分な予算の確保を通じて万全の対策をとっていく。一番大事なのは意欲ある生産者・担い手が安心して農業経営に携われること。その為にも農業委員会法改正の中で、農地利用の適正化の推進が農業委員会の最も重要な事務の一つとして明確化されたと理解している。日本も人口減っているなかでT P P諸国の人口は8億いる。そこに向けて日本農業の輸出力の強化。成長産業を図っていく事が農業・農村の所得、意欲の向上につながると思っている。しっかりと対策を打っていきたい。

和田 義明 衆議院議員

家内の実家は100年以上北海道で農業をやっていた。他人事ではない。農業は北海道の基幹産業。基幹産業が発展しなければ北海道の繁栄はあり得ない。北海道農業の繁栄が無ければ日本の食料戦略自体もおかしくなる。何としても守っていかなければならない。

サラリーマン時代は徹底した現場主義だった。農家の皆様一人一人としっかり現場を見つめ、現場を理解して農家の皆様とともに一歩一歩歩んでいきたい。

武部 新 衆議院議員

農家の皆さん方は自分の力ではどうにもならない自然や生き物相手にしているので如何に大変か改めて思った。農家は毎年違うから毎年1年生なんだと聞いていて非常にいい言葉だと思った。一年に一回しか作れないのでそれだけにしっかり我々のやるべき仕事はどんなに抵抗があっても経営を安定させていくのが大事だし、後継者も含めてちゃんと経営して息子の代にもつなげていくのが大事。

何より儲かること。農業委員会のおかげで中間管理機構を活用して若い人がいろいろ相

談して法人作ったり集積したり、この地域をどうするかを真剣に議論していただいてその中心に農業委員会がいる。そういう流れができているんだと思っている。今後、制度は変わり、役割はより一層大きくなると思うのでよろしくお願いしたい。

我々も農業基盤整備だけでなく、消費者にも喜んでもらえるような政策に取り組みなければならない。T P Pの関係で産地パワーアップやクラスター事業もあるが、秋にも補正予算があるし、さらに生産基盤強化に向けて取り組んでいきたい。

横山 信一 参議院議員

規制改革会議から様々な提案があるなかで感じることは、何か制度を変えることで農業にもイノベーションが起きて成長産業化へ向かっていくみたいな、短絡的な発想。農業現場を知っているものからするとそんな単純な議論をされては非常に迷惑な話。一方で農業は地域政策と産業政策の車の両輪という説明がなされるが、例えば生乳生産者団体制度の廃止や国家戦略特区のような偏った産業政策が出てくる。肝心の地域政策が表立った議論として太くしていくことについてのがまだまだ足りないと感じている。車の両輪であれば、地域政策についてももしっかり議論していく必要があると感じている。

いずれにしても、産業政策の中で補正も含めて生産基盤強化がなされる仕組みができるが、成長産業化にとっては非常に重要なことなので、頑張っていくとともに地域生産についての議論もしっかりやっていきたい。

今津 寛 衆議院議員

T P Pについては国民の60%くらいが傾いていると伺っているが、農業従事者の約8割が、専業農家の9割を超える方々が納得していない。理由は、中身が分からないし経過の説明がないのではないかという率直なご意見だと思っている。

北海道はほぼ専業農家だから、自分たちの持っている情報や考え方を精一杯お伝えしてご離間をいただくことを懸命にやっているところ。

T P P交渉に入った時は、全道9カ所で経過の説明会をさせていただいた。非常に強いご意見をいただいた。その都度、中身については選ばれたものとして内容を出来るだけ懸命に努力をしてお伝えをする使命と役割を担っていると思っている。

2 野党分

佐々木 隆博 衆議院議員

農地の番人のみならず農政の番人として農業委員の皆様方には地域でご活躍いただいていると思う。農業委員会そのものの役割を全く理解していない改革。

農地制度の改革と今の中間管理機構について、機構は実績がほとんど上がっていなかったが、去年より倍くらいになっている。しかし、中身はひどい内容で、国は実績によるランク付けをする。実績が上がった地域に予算で優先的に配分するとなっている。どんどん中央が地方に関与する仕組みとなっている。

北海道では本来農地保有合理化事業をやっていたわけで、そこにわざわざ機構を作る必要があるのかどうか。今後とも議論させていただきたい。

T P Pについて、特別委員会で質問したが、今国会では見送ることになった。重要5品目を守ることにについて守られていない。交渉プロセスがどういう交渉が行われたのか全く明らかになっていない。影響の評価は全くなってない。北海道を考えて欲しいが、生乳は全国の6割、小麦も全国の6割、てん菜は100%、馬鈴薯も7割、牛肉も2割、米は6%だが全国2位。重要5品目を北海道が担っているにもかかわらず影響がないと言われても壊滅的だと言わざるを得ない。こうしたことから、T P Pの交渉内容がいかにかにひどいかということについて皆さんと共有したい。

安倍総理は国益に適う最善の道を追求すると言ったが、国益についてはまだ議論もされていない。しっかり議論していく。

農業委員の改革で農業委員の権利を取り上げてしまうかのような論議が進んでしまって、産業競争力会議を中心として全てを経済の論理で測れるものではないと、野党と協力をしてしっかり議論していきたい。

荒井 聡 衆議院議員

農業政策の中核は農業委員会。土地と担い手をしっかり育成していく。これをなくして農業はあり得ないのが基本的な考え方。それが今は揺らいでいるのではないかと感じている。

安倍総理は官邸にノーベル経済学者を招いて、消費税の引き上げについて聞いた。学者は引き上げるべきではない。なぜなら消費が滞っているから。その後、我々はその学者の講演を聞くことができた。官邸で答弁した8割はT P Pの話で、妥結するべきではない。

T P Pはアメリカの大企業に利益があり史上最悪の協定。協定を結ぶことは世界中に貧困の種をばらまくことになる。アメリカの大統領候補・クリントン・トランプ・サンダース全員がT P P反対。今年中に批准されることはあり得ない。上院議員選挙も下院議員選挙も行われるが、その中で日本が率先してT P Pを批准しようという動きをするのはおかしい。もっと議論をした方がいいと思っている。

原発事故や熊本大地震についても、原発政策をやっている優れた科学者や地震を何とか防ごうとしている行政界や学者はいずれも失敗している。自分たちだけの世界を作って自

分たちだけの論理で動いているから。解放していないから。T P Pの黒塗り文書と同じことがいろんなところで行われている。これが今の日本の特色で、安倍政権になってから非常に強くなったと思う。もっとオープンな議論や情報が必要。皆さんの訴えをそれぞれの候補者に託すべくよろしくお願いする。

小川 勝也 参議院議員

一昨日24日、国家戦略特区法案について質問に立った。離農した後は、ボランティア精神を発揮する農業委員が近隣農家に引き受けのお願いをして北海道中の農地が耕作放棄地にならないよう努力してきたことを子供の頃から見聞きしてきた。そんな農業委員の大事な仕事を知っているのか、最近、農地中間管理法に続いて農協法の改革。憲法に主権在民とあるが、今の農政の議論は誰が主役か。今の主役は企業。企業に参入させるための中間管理法、農地法改正。農地所有適格法人という、ここまで認めていいでしょうとしたのに、その要件を満たさない法人にも農地所有を認めるのが国家戦略特区。許しがたい法案だが、与党勢力により成立するだろう。

この流れはT P Pも同じ。アメリカのグローバル企業が太平洋諸国において進出して投資をし利潤を確実に挙げるために日本も手伝う。これは日本にも多くのグローバル企業がいるから。でも納税されているかどうかは闇の中。大企業が利益を増やすために日本を利用し、日本の農業を翻弄し、さらに海外進出をもくろむためのT P Pだとすれば、我々にT P P賛成の選択肢はない。

今、与党は我々とは思いを異にする人たち。そういう人たちに翻弄されているのが今の農政。攻めの農業・強い農業・輸出・成長は確かに大事な言葉、でも一番大事なものは継続。環境面や国の食料安全保障の面からも、農業は単なる利益追求の道具にしてはならないと思っている。北の農地を守るために皆さんと共に戦うという思いを最終の言葉に代えさせていただく。しっかりと要請を受け止めた。頑張ってる。

畠山 和也 衆議院議員

企業の農地所有の問題、農林水産委員会に所属し衆議院での連合審査もあり、そこで質問させてもらった。自治体が仲介して責任は自治体が取るという形になっている。仮に企業が農地を荒らしてしまった場合、企業の原状復帰の責任はどうなるのかと質問すると、責任はない、との答えがあった。こんなバカな話があるか。今回の特区法案は非常に異例。

T P Pについては、農産物は守られていない。T P Pが発効したら政府が例外としていたものも一気に撤廃されていく。T P Pは一言で言えば外資がどんどん展開できるようにルールを無くしていくもの。外資がどんどん支配していく事も懸念される。

何より担い手をもっと増やしていくための新規就農、後継者など細かな支援をしていく事や価格の安定が無ければ将来は見渡せない。

紙 智子 参議院議員

要請の中身についてしっかりと受け止めたい。

改正農業委員会法。全国1708のうち189が新しい体制でスタート。そのもとの、農業委員会の役割はますます大きく担うと思う。中身的に色々変わっても農地を農地としてしっかり守り発展させていく事についてはこれから先も大事な事。現場で一番真剣に考えて取り組んでいる皆さんがどうやって地域に会う形にありようについて提案をしていただきたい。

国家戦略特区、僅かな時間で現場の声がどれだけ受け止められているのかわからないまま法案が出され、十分な審議を経ないまま採決された。今まで株式会社が農地を取得するためにはリースだったが、今回は取得まで持っていく試験として出されているが、我々としてはこういう要望としては国民・現場のどこからも出てない。規制改革会議の中で出された話。今までは現場の皆さんといろんな意見のなかで慎重に扱われてきた問題だが、我々もしっかり注視して好きにさせないよう頑張っていきたい。

TPPについて、安倍政権は批准させようとしたが、継続審議にもっていこうと思っているだろうが、継続ではなく廃止するべきだという立場。国会決議との整合性について、明らかに国会決議違反。あれだけ守ると言ってきた重要品目もふたを開けたら30%は関税撤廃。決議の中にある除外や再協議が守られない時はTPPからの撤退も辞さないということだったはず。試算もデタラメ。これが継続審議ということで臨時国会で出そうとなると思うが、参議院選挙は非常に大事な選挙。皆さんにしっかり審判を下していただいてTPP断念という方向に追い込んでいきたいと頑張っていきたい。

逢坂 誠二 衆議院議員

今の自民党は経団連を中心とした大きな経済界に目がいつている。農業についても相当厳しい見方を持っている。いわゆる新自由主義的な経済。大規模化、民間企業の参入、競争力を高め、海外に売っていける。それも一つの生き方だと思うが、北海道農業の特徴は多様性。大きい規模もあるが家族経営もある。混在している。様々な規模の農業者が様々な地域においてしっかりとした役割を發揮できることが大事。それを一つの方向に集約するのであれば地域が壊れ、農業がダメになっていく。

TPPはやってはいけないと思っている。アメリカにおいても意見が様々。

国家戦略特区について、賛成はできない。いくつかの理由のひとつが農地の問題。農地を民間企業が所有できる。最初は試しで小さな地域でやる、それで成果が上がるなら全国展開するのが特区。担い手の問題について、具体的なことを地域でやっていくことが大事。

例えば、離農した農家の後を町や公的機関が引き受けて具体的な農業実践の場としてトレーニングをやる提案もあった。その通りだと思った。その地域で農業後継者を育てるための具体的な取り組みをすることも党の中で主張して、そういう政策を応援していきたい。

鹿・熊などの被害について、対策も相当に急がなければならない。全道的には共有されてないかも知れないが、北海道農業が輸入を頑張ろうとなった時に、世界の皆さんが安心して買ってくれるかどうか。東日本大震災以降、水産物については必ずしも喜んで受け入れてくれている状況ではない。

北海道には泊原発、海を隔てて大間原発がある。大間はこれまでとは全く質の違うもの。北海道の側にあるというのは、農業にとっても相当に危うい状況。このあたりについても皆さんにも関心を高めて欲しい。

農林水産省中央研修会の開催結果について

平成28年6月23日
第3回常設審議委員会

1 経過

平成28年4月1日に施行された改正農業委員会法では、第17条において「遊休農地の割合が1%以下の場合並びに認定農業者への農地の集積の割合が70%以上ある市町村においては、農業委員会が農地利用最適化推進委員の委嘱をしないことができる」と規定されている。

また、改正法公告後、平成27年10月30日付け官報（号外第247号）掲載・農林水産省告示第2433号により「農地利用最適化推進委員を委嘱しないことができる市町村」（道内からは127市町村）が公告された。

一方、雄武町は、平成28年3月時点で遊休農地率は1%を下回ったとしているが、前記公告に使用される関係統計情報確定時期より後に同町は基準を満たしたことから、平成29年7月の同町の次期農業委員選任期において、「農地利用最適化推進委員を委嘱しないことができる市町村」とされないことが危惧される。

このため、本会議では、平成28年5月25日開催の農林水産省中央研修会において、同省経営局農地政策課に対して、農地利用最適化推進委員設置基準の弾力的な運用を求める意見を提出し、意見を交換した。

2 農林水産省中央研修会について

○ 日時・場所

平成28年5月25日（水）午後2時35分～3時40分
東京都・農林水産省会議室

○ 出席者

農林水産省農地政策課職員1名、
道内農業委員会会長・事務局職員・道農業会議役職員15名

○ 提出した意見

北海道の農業委員会組織は農地利用最適化推進委員の重要性は十分認識しているものの、北海道農業会議は改正農委法案審議時点から最適化推進委員設置基準の弾力的な運用を要望しているところであり、農地利用の集積並びに耕作放棄地の解消状況などこれまでの農業委員会活動の成果が反映される仕組みの構築を提案する。

○ 農林水産省の説明要旨（研修会後の電話連絡を含む）

- ・ 農水省告示は、毎年行うことから、対象市町村は毎年変わることが見込まれる。農業委員改選期において、設置・非設置を判断することとなる。

- 毎年10月に告示することを予定しているが、これが実態にそぐわないというのであれば告示時期については検討したい。
- 平成28年は、7月中に告示することを検討している。
- 推進委員の設置について、農業委員の改選の時期までに『推進委員設置をしないことができる市町村』とされる基準を満たすと見込まれる市町村については、統計数値に関わらず、推進委員を設置しないことができるかたちで対応したい。
- 今後通知を発出し、これらの取扱いについての周知を図りたい。

改正農業委員会法施行後の状況について【第3報】

平成28年6月23日
第3回常設審議委員会

1 市町村・市町村農業委員会の対応について

(1) 北斗市農業委員会

北斗市農業委員会においては、農地利用最適化推進委員の定数を10名と定めており、平成28年4月4日から5月2日までの間、推進委員候補者の推薦・募集を行った。

その結果、応募は無かったものの、11名（うち女性1名）が地区から推薦された。

同農業委員会においては、北斗市農地利用最適化推進委員に関する選考委員会設置要綱に基づき、選考委員会を設置した。

同選考委員会では、あらかじめ定めた選考基準などを基にして、地域のバランスや認定農業者、更には女性登用などを総合的に判断した結果、女性1名を含む10名の「最適化推進委員候補者」を同市農業委員会に報告した。

これを受けて、同市農業委員会ではこの10名を農地利用最適化推進委員として委嘱することを、平成5月26日開催の同市農業委員会総会において全会一致で決定した。

なお、同推進委員の委嘱期間は、平成28年6月1日から平成28年3月31日（現農業委員の任期満了日）である。

(2) 帯広市

平成28年7月15日の帯広市農業委員の任期満了に伴い、同市では平成28年5月2日から6月1日までの間、農業委員候補者の推薦・募集を行い、農業委員定数26名に対して25名の推薦（うち女性1名）と1名（女性）の応募があった。

同市では、平成28年6月24日開催の同市議会本会議に対して、農業委員選任同意議案を提出する予定である。

2 本会議の対応について

平成28年5月25日開催の農林水産省中央研修会において、同省経営局農地政策課に対して、農地利用最適化推進委員設置基準の弾力的な運用を求める意見を提出した。

現在、同省においては「推進委員の設置について、農業委員の改選の時期までに『推進委員設置をしないことができる市町村』とされる基準を満たすと見込まれる市町村については、統計数値に関わらず、推進委員を設置しないことができるかたちで対応したい」旨の検討がすすめられている模様である。